○厚生労働省令第四十四号

労働安全衛生法 (昭和四十七年法律第五十七号)第二十七条第一項並びに民間事業者等が行う書面の保存

等における情報通信 の技術の利用に関する法律 (平成十六年法律第百四十九号) 第三条第一項、 第四条第

項、 第五条第一項及び第六条第一項の規定に基づき、 有機溶剤中毒予防規則等の一 部を改正する省令を次の

ように定める。

令和六年三月十八日

厚生労働大臣 武見 敬三

有機溶剤中毒予防規則等の一部を改正する省令

(有機溶剤中毒予防規則の一部改正)

第一 条 有機溶剤中毒予防規則 (昭和四十七年労働省令第三十六号) の一部を次の表のように改正する。

_
傍
線
部
分
は
改
正
部
分

(新設)	第二十八条の三の四 事業者は、第二十八条の三の二第四項第一号
5~7 (略) 二~四 (略)	5~7 (略) 二~四 (略)
側場の分作へあり場る 有の科生指理り来官 定合規と業当る、合こそ機条採労置区作、理 等は定す環該旨当にとの溶に取働を分業第区 と、にる境測を該あ 結刻お哭大講と得三分	条の三の二 (略) 条の三の二 (略) 条の三の二 (略) 条の三の二 (略) 条の三の二 (略) 条の三の二 (略) 条の三の二 (略) 条の三の二 (略) 条の三の二 (略) をおいて作業の一部を諸一で、労働者に有効な呼吸用保護具では、第一項の第三管理区分とにおる。 が動者に有効な呼吸用保護具で、労働者に有効な呼吸用保護具で、労働者に有効な呼吸用保護具で、第一項第一でで、原生労働大臣の定め、の身体に装着する試料採取器の身体に装着する試料採取器において、原生労働大臣の定め、の身体に装着する試料採取器において、原生労働大臣の定め、の身体に装着する試料採取器を表していない場合(第一項の第三管理区分との身体で、の場合によりによりによりによりによりによりによりによりによりによりによりによりによりに
改正前	改正後

生労働大臣が定める。
2 前項第一号及び第二号の講習の実施について必要な事項は、厚
事業場で採取された試料の分析を行う場合に限る。)
分析に係る一級の技能検定に合格した者(当該者が所属する
十四号)別表第十一の三の三に掲げる検定職種のうち、化学
八 職業能力開発促進法施行規則(昭和四十四年労働省令第二
°)
関に所属する第一種作業環境測定士が分析を行う場合に限る
ロ 作環法第二条第七号に規定する作業環境測定機関(当該機
において「第一種作業環境測定士」という。)
イ 作環法第二条第五号に規定する第一種作業環境測定士(ロ
る者であつて、次のいずれかに該当するもの
溶剤に応じた試料採取及び分析に必要な機器及び設備を保有す
三 分析 個人サンプリング測定等により測定しようとする有機
グに関する講習を修了した者
の者又は都道府県労働局長の登録を受けた者が行うサンプリン
プリングごとに指定する方法により行うものに限る。) 前号
一 サンプリング(前号のサンプリングのうち、前号の者がサン
講習を修了したもの又はこれと同等以上の能力を有する者
長の登録を受けた者が行うデザイン及びサンプリングに関する
条第四号に規定する作業環境測定士であつて、都道府県労働局
律第二十八号。以下この項において「作環法」という。) 第二
一 デザイン及びサンプリング 作業環境測定法(昭和五十年法
ばならない。
、次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める者に行わせなけれ
及び第五項第一号に規定する個人サンプリング測定等については

第二条 鉛中毒予防規則(昭和四十七年労働省令第三十七号)の一部を次の表のように改正する。

(傍線部分は改正部分)

(新設)	第五十二条の三の四 事業者は、第五十二条の三の二第四項第一号
5~7 (略) 二~四 (略)	5~7 (略) 二~四 (略)
第五十二条の三の二 (略) 2・3 (を) 2・3 (を) 2・4 (を) 2・5 (を) 2・5 (を) 2・6 (を) 2・7 (を) 2・7 (を) 2・7 (を) 2・7 (を) 2・7 (を) 2・8	
改正前	改 正 後

る。

第三条 特定化学物質障害予防規則(昭和四十七年労働省令第三十九号)の一部を次の表のように改正す

(傍線部分は改正部分)

(新設)	第三十六条の三の四 事業者は、第三十六条の三の二第四項第一号
5~9 (略) 二~四 (略)	5~9 (略) ニ~四 (略) することがてきる
第三十六条の三の二 (略) 2・3 (略) 4 事業者は、第一項の第三管理区分に区分された場所について、前項の規定による評価の結果、第三管理区分に区分された場合又は第一項第一号の規定により作業環境管理専門家が当該場所を第一を理区分若しくは第二管理区分とすることが困難と判断した場合は、直ちに、次に掲げる措置を講じなければならない。一部を請負人により、特定化学物質の濃度を測定その他の対な呼吸用保護具を使用させ、かつ、当該場所において「個人サンプリング測定でし、前項の規定による測定(当該場所において「専生労働大臣の定めるところにより、労働者に身がな呼吸用保護具を使用させ、かつ、当該請負人に対し、有効な呼吸用保護具を使用させる場合にあつては、労働者に有効な呼吸用保護具を使用させ、かつ、当該請負人に対し、有効な呼吸用保護具を使用させる場合にあつては、労働者に有効な呼吸用保護具を使用させる場合にあつては、労働者に有効な呼吸用保護具を使用させる場合にあつては、労働者に有効な呼の関係で、前項の規定により作業環境管理専門家が当該場所を第一での規定による測定(当該測定を実施していない場合に、前項の規定による測定を調定とができる。	○該ると理を知負て該に濃個法者当、理一の業 六条 温測測が専実さは場応度人にの該直区現者へ条 定定困門施せに、所じをサより場定は略) 定定難家しる対労にて測ンる体所に若一に ごををとがてこし働お、定プ測にに、し号よ第
改正前	改正後

・ ボデースパーンプーンド に食気制をは、吊口にしてはならない。 、次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める者に行わせなけれ 及び第五項第一号に規定する個人サンプリング測定等については

条第四日 講習を修了したもの又はこれと一長の登録を受けた者が行うデザ 習を修了したもの又はこれと同等以上の能力を有する者の登録を受けた者が行うデザイン及びサンプリングに関する 第二十八号。 デザイン及び 号に規定する作業環境測定士 以 サンプリング 下この 頃に お 作業 1 て「作 であつて、 環 境 :環法」 測 定 法 都道 という。 昭 府県労働局 和 五. + 第一 年法

三 分析 個人サンプリング測定等により測定しようとする特定 グに関する講習を修了した者 の者又は都道府県労働局長の登録を受けた者が行うサンプリングニとに指定する方法により行うものに限る。) 前号 コーサンプリング (前号のサンプリングのうち、前号の者がサン

イ 作環法第二条第五号に規定する第一種作業環境測定士(ロ有する者であつて、次のいずれかに該当するもの化学物質に応じた試料採取及び分析に必要な機器及び設備を保三 分析 個人サンプリング測定等により測定しようとする特定

関に所属する第一種作業環境測定士が分析を行う場合に限る口で環法第二条第七号に規定する作業環境測定機関(当該機において「第一種作業環境測定士」という。)

分析に係る一 業場 兀 職業能 | 号 で採取された試 別表第十 力開 級の 発促進法施行規 技能: 一の三の三に掲げる検 (料の分析を行う場合に限る。 検定に合格し 則 昭 た者 和 兀 定 + **当** 職 兀 該 種のうち 年 者が所属する 労 働 省令第一 化学

2 労働大臣 項第一 号及び第二号の が 定める。 講習 \mathcal{O} 実施 に 0 1 7 必 要 な事 項 は、

 13
 第三十六条の三の四の日

 2~12 (略)
 (略)

(金属アーク溶接等作業に係る措置)

第三十六条の三の四の規定は、第二項及び第四項に規定する測

(新設) (新設) (新設) (新設) (略) (金属アーク溶接等作業に係る措

第四条 粉じん障害防止規則(昭和五十四年労働省令第十八号)の一部を次の表のように改正する。

(傍
線
部
分
は
改
正
部
分

生労働大臣が定める。
2 前項第一号及び第二号の講習の実施こついて必要な事項は、享 事業場で採取された試料の分析を行う場合に限る。)
に係る一級の技能検定に合格した者(当該者が所属す
十四号)別表第十一の三の三に掲げる検定職種のうち、
ハ 職業能力開発促進法施行規則(昭和四十四年労働省令第二。)
関に所属する第一種作業環境測定士が分析を行う場合に限る
ロ 作環法第二条第七号に規定する作業環境測定機関(当該機
において「第一種作業環境測定士」という。)
イ 作環法第二条第五号に規定する第一種作業環境測定士(ロ
7
んの試料採取及び分析に必要な機器及び設備を保有する者であ
三 分析 個人サンプリング測定等により測定しようとする粉じ
す
の者又は都道府県労働局長の登録を受けた者が行うサンプリン
プリングごとに指定する方法により行うものに限る。) 前号
二 サンプリング(前号のサンプリングのうち、前号の者がサン
講習を修了したもの又はこれと同等以上の能力を有する者
長の登録を受けた者が行うデザイン及びサンプリングに関する
条第四号に規定する作業環境測定士であつて、都道府県労働局
律第二十八号。以下この項において「作環法」という。)第二
一 デザイン及びサンプリング 作業環境測定法(昭和五十年法
、次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める者に行わせなけれ
及ひ第五項第一号に規定する個人サンフリング測定等については

(労働安全衛生法及びこれに基づく命令に係る登録及び指定に関する省令の一部改正)

労働安全衛生法及びこれに基づく命令に係る登録及び指定に関する省令(昭和四十七年労働省令第

四十四号)の一部を次のように改正する。

第五条

次の表のように改正する。

第十八号。以下「粉じん則」という。)第二十六条の三の四第一第一条の二の四十四の十七 有機溶剤中毒予防規則(昭和四十七年労働省令第三十六号。以下「特化則」という。)第三十六条の三の四第一項第一号及び第二号、特定化学物質障害予防規則(昭和四十七年労働省令第三十六号。以下「有機則」という。)第五十二条の三の四第一項第一号及び第二号、始中毒予防規則(昭和四十七年労み替えて準用する場合を含む。以下「特化則」という。)第五十二条の三の四十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十	第一章の七 登録個人ばく露測定講習機関	関し報告させることができる。 講習機関に対し、衛生工学衛生管理者講習事務又は経理の状況に講習の実施のため必要な限度において、登録衛生工学衛生管理者第一条の二の二の十三 都道府県労働局長は、衛生工学衛生管理者(報告の徴収)		改正後
(新設)	(新設)	報告させることができる。機関に対し、衛生工学衛生管理者講習事務又は経理の状況に関し講習の実施のため必要な限度において、衛生工学衛生管理者講習第一条の二の二の十三 都道府県労働局長は、衛生工学衛生管理者(報告の徴収)	国次 第一章~第十一章 (略) 第一章の七・第一章の八 (略) 第一章~第十一章 (略)	改正前

単に「登録」という。項第一号及び第二号の それぞれ同表の下欄に掲げる講習(以下この章において「個人ば く露測定講習」という。 一号及び第二号の登録) は、)を行おうとする者の申請により行う。 、次の表の上欄に掲げる登録に応じ、(この項を除き、以下この章において

第一項第二号の登録の四第一項第二号の四第一項第二号、特化則第三十六条の三の四第一項第二号、特化則制第二十六条の三の四第一項第二十六条の三の四第一項第二十六条の三の四第一項第二十六条の三の四第一項第二十六条の三の四第一項第二十六条の三の四第一項第二十八条の三の四第二十六条の三の四第二十六条の三の四第二十六条の三の四第二十六条の三の四第二十六条の目の目前を対象に対象に対象に対象に対象に対象に対象に対象に対象に対象に対象に対象に対象に対	第一項第一号の登録の四第一項第一号、特化則別第二十六条の三の四第一項第一号、特化則別第二十六条の三の四第一項第一号、特化則別第二十六条の三の四第一項第一号の登録を表する。
という。) という。) という。)	講習(以下この章において「デザイン及びサンプリングに関する

二 申請者が個人である場合は、1 事項証明書 申請者が法人である場合は、1 以下この章において「所轄都道府県労働局長」という。 く露測定講習を行おうとする場所を管轄する都道府県労働局長 登録申請書 登録の申請をしようとする者は、 (様式第 一号) に次の書類を添えて、当該者が個人ば、る者は、登録個人ばく露測定講習機関 その住民票の写し その定款又は寄附行為及び登記 に提出

2

(新設)	その他の設備を有し、これを用いて個人ばく露測定講習を行う一次に掲げる個人ばく露測定講習を行うために必要な機械器具十四の十七の規定により登録を申請した者が次に掲げる要件の全第一条の二の四十四の十九 都道府県労働局長は、第一条の二の四(登録基準)
	かに該当する者があるもの 三 法人であつて、その業務を行う役員のうちに前二号のいずれ、その取消しの日から起算して二年を経過しない者
	二年を経過しない者ということがなくなく命令の規定に違反して、罰金以上の刑についた。
(新設)	登录を受けることができない。 第一条の二の四十四の十八 次の各号のいずれかに該当する者は、 (欠格条項)
	十九第一項各号の要件に適合していることを証する事項へ「イからホまでに掲げるもののほか、第一条の二の四十四の、その業務の種類及び概要
	人ばく露測定講習の の種類、数、性能及 の種類、数、性能及
	当する個人ばく露測定講習の講習科目 ハー申請に係る個人ばく露測定講習の講師の氏名、略歴及び担及び略歴
	ロー申請に係る個人 申請者が法人で
	四一欠り事頁を記載した書面三 申請者が次条各号の規定に該当しないことを説明した書面三

論 個人ばく露測定概	講習科目	する知識経験を有に応じ、それぞれがはく露測定講習に	(5) (4) (3) (2 労働衛生関係法 サンプリングに	サンプリング講習 サンプリング講習 で 学 が 質 管 理 概 が は き り に り り り り り り り り り り り り り り り り り	4) (3) (2) (1) ラサインの関系法 ラサインに関す	が定めるところが定めるところので式ガス測定	い相対濃度測定器ロ分粒装置が数装置1
する実務又は研究に従事した経験の課程を修めて卒業した者であつの課程を修めて卒業した者であつ 学校教育法による大学又は高等	条件	する者であること。同表の下欄に掲げる条件のいずれかに適あつては、次の表の上欄に掲げる講習科の講師が、次のとおりであること。	令 関する知識 概論	[[論]に[ン] イ	関 古	っては、欠りにおより行われるもの次に掲げる講習科	

労働衛生関係法令	する知識	知識	
一 学校教育法による大学又は高等 専門学校を卒業した者(大学改革 専門学校を卒業した者により学士の と同等以上の学力を有すると認め と同等以上の学力を有すると認め と同等以上の学力を有すると認め であつて、その後一年以上労働 衛生に関する実務又は研究に従事 した経験を有するもの	世界であって三年以上個人ばく露測者であって三年以上個人ばく露測をの実務に従事した経験を有するもの。 もの。	一 作業環境測定士(作業環境測定 一 作業環境測定士(作業環境測定 一 前号に掲げる者と同等以上の知 一 前号に掲げる者と同等以上個 一 前号に掲げる者と同等以上個 一 前号に掲げる者と同等以上個 一 前号に掲げる者と同等以上個 一 前号に掲げる者と同等以上個	職経験を有する者が号に掲げる者と同等以上の知

一 学校教育法による大学又は高等間号において理科系統の正規 する実務又は研究に従事した経験を有する者 一 学校教育法による大学又は高等門学校において理科系統の正規 する実務又は研究に従事した経験を有する者 一 学校教育法による大学又は高等明学校において理科系統の正規 する実務又は研究に従事した経験を有する者 一 学校教育法による大学又は高等時学校において理科系統の正規 中 学校教育法による大学又は高等 中 学校表育法による大学又は高等 中 学校表育法による大学又は高等 中 学校表育法による大学又は高等 中 中 中 中 中 中 中 中 中			1	디	
元に (大) (大) (大) (大) (大) (大) (大) (大) (大) (大)	人 ば く	化学牧星管理根論	講習科目	合する知識 目に応じ、 関連に応じ、	リ リ ン グ 及 び サ
\mathcal{L} \mathcal{P}	有するもの、その後三年以上労働衛課程を修めて卒業した者、その後三年以上労働衛課程を修めて卒業した者	経験を有する者と同等以上の間号に掲げる者と同等以上の間号に掲げる者と同等以上の間号に掲げる者と同等以上の間号に掲げる者と同等以上の間別のである。	件	の上欄に掲げる	前号に掲げる者と同等以上の に を有する者 に に り に り に り に り に り に り に り に り に り

2 登録は、登録個人ばく露別 してするものとする。 してするものとする。	サンプリング	労働衛生関係法令	する知識 サンプリングに関 二	
人ばく露測定講習 るものとする。 るものとする。 は、登録個人ばく は、登録個人ばく	ンプ	労働衛生関係法令一学校教育法による大学又は高等専門学校を卒業した者であつて、 するものするもの二前号に掲げる者と同等以上の知二前号に掲げる者と同等以上の知	る 知 説 リ ン グ に	識経験を有する者 二 前号に掲げる者と同等以上の知

しばうばい	し必要な事項十二前各号に掲げるもののほか、個人ばく露測定講習の業務に関ーに係る費用に関する事項	第一条の二の四十四個人ばく露測定講習	する事項個人ばく露測定講習の業務に関する帳簿及び書類の個人ばく露測定講習の修了証の発行に関する事項	個人ばく露測定講習の講習科目及び個人ばく露測定講習の講師の選任及	号の料金の収納の方法に関人ばく露測定講習に関する	- 固しば、客側巨舞習の巨値方去。 同様とする。	働局長に届け出なければならない。これを変更しようとするとき 規程届出書(様式第二号)に当該規程を添えて	型品は、後には、これでは、10mmによったでは、10mmに開かる現では、10mmに関する規程を定め、はく露測定講習の業務の開始の日の二週間前までに、次の		展労働局長に提出しなければならない。 県労働局長に提出しなければならない。 東の届出) 東の届出) 東の届出) 東の届出) 東の届出) 東の届出) 東の届出) 東の届出) 東の届出) 大学るときは、変更しようとする日の二週間前までに、登録とするときは、変更しようとする日の二週間前までに、登録とするときは、変更しとするときは、変更しようとするときは、変更しとするときは、変更しようとするときは、変更しまでは、変更しまでは、変更によりでは、変更しまでは、変更によりでは、変更によりでは、変更によりでは、変更によりでは、変更によりでは、変更によりでは、変更によりでは、変更によりでは、変更によりでは、変更によりでは、変更によりでは、変更によりによりでは、変更によりによりでは、変更によりによりによりによりによりによりによりによりによりによりによりによりによりに
									新設)	(新 設

	イ 送信者の使用に係る電子計算機と受信者の使用に係る電子 載した書面の交付の請求
	いずれかのものによ
	号の電磁的記録に記録された事項を電磁的方法で
	表示する方法により表示したものの閲覧又は謄写の請求。設電磁的記録に記録された事項を総面又に出力装置の映像面に
	竈兹り出ぬこ出ぬには「ここのこれはリファ星りやます」財務諸表等が電磁的記録をもつて作成されているときは、
	の書面の謄本又は抄本の請求
	覧又は謄写の請求
	対務諸表等が書面をもつて作成されているときは、当該書面
	わなければならない。
	求をするには、登録個人ばく露測定講習機関の定めた費用を支払
	掲げる請求をすることができる。ただし、第二号又は第四号の請
	、登録個人ばく露測定講習機関の業務時間内は、いつでも、次に
	2 個人ばく露測定講習を受けようとする者その他の利害関係人は
	年間事務所に備えて置かなければならない。
	録を含む。次項において「財務諸表等」という。)を作成し、五
	代えて電磁的記録の作成がされている場合における当該電磁的記
	表及び損益計算書又は収支計算書並びに事業報告書(その作成に
	事業年度経過後三月以内に、その事業年度の財産目録、貸借対照
(新設)	第一条の二の四十四の二十五 登録個人ばく露測定講習機関は、毎
	(財務諸表等の備付け及び閲覧等)
	ř. t. V
	とするときは、あらかじめ、個人ばく露測定講習業務休廃止
	く露測定講習の業務の全部又は一部を休止し、又は廃止し
(新設)	第一条の二の四十四の二十四 登録個人ばく露測定講習機関は、個
	(業務の休廃止)
	サラ信用手におとしてにおいれたの
	一を所轄都道府県労動司長こ是出しなければならない。

	つたとき。
(新設)	録を取り消し、又は六月を超えない範囲内で期間を定めて個人ば露測定講習機関が次の各号のいずれかに該当するときは、その登第一条の二の四十四の二十八 都道府県労働局長は、登録個人ばく(登録の取消し等)
	べきことを命ずることができる。習の実施方法その他の業務の方法の改善に関し必要な措置を採る対し、個人ばく露測定講習を行うべきこと又は個人ばく露測定講反していると認めるときは、その登録個人ばく露測定講習機関に
(新 設)	露測定講習機関が第一条の二の四十四の二十一第一項の規定に違第一条の二の四十四の二十七 都道府県労働局長は、登録個人ばく (改善命令)
(新 設)	(適合命令) (適合命令) (適合命令)
	ルに情報を記録したものを交付する方法 電実に記録しておくことができる物をもつて調製するファイー 強気ディスクその他これに準ずる方法により一定の情報を 当該情報が記録されるもの 当該情報が記録されるもの ルに情報を通じて情報が送信さ ルに情報を記録したものを交付する方法

3 2 第 ときは、 六五 四三 五四 年間保存しなければならない。 録の失効を含む。)に至るまで保存しなければならない。 長に引き渡さなければならない 廃止をした場合 を備え、 の氏名、 へばく露測定講習を行つたときは、 事項 (帳簿) 報 号の規定による請求を拒んだとき。 つた場合を含む。 登録個人ばく露測定講習機関は、 条の二の 四まで、 登録個人ばく露測定講習機関は、 しくは第二項の規定に違反したとき 第 個人ばく露測定講習を行つた年月日個人ばく露測定講習の講習科目及び時間デザイン等講習又はサンプリング講習の別 告 個人ばく露測定講習の講師の氏名及びその者の資格に関する 不 正 その他個人ばく露測定講習に関し必要な事項 個 前二条の規定による命令に違反したとき。 正当な理由がないのに第一 人ばく露測定講習の結果 の徴収) 一条の二の四十四の二十 次の事項を記載した帳簿を備え、これを記載の日から五 生年月日、 0) 個人ばく露測定講習の業務の廃止(登録の取消し及び登 手段 第 四十四の二十九 一条の二の四十四の二十五第一項又は次条第 により登録を受けたとき。 (登録を取り消された場合及び登録がその効力を)には、第一 修了年月日及び修了証の番号を記載した帳簿 登録個人ばく露測定講習機関は、 条の二の 一から第一条の二の 項の帳簿を所轄都道府県労働局 個人ばく露測定講習を行つた 個人ばく露測定講習の業務の 個人ばく露測定講習の修了者 兀 十四四 の 二 十五 四十四 立第二項 一項若 個

(新設)

第

条の二の四十四の三十

都道府県労働局長は

個人ばく露測定

(新設)

機関に対し、個人ばく露測定講習事講習の実施のため必要な限度におい させることができる。 | 個人ばく露測定講習事務又は経理の状況に関し報告のため必要な限度において、登録個人ばく露測定講習

所 轄 都 道 実施)

第 域内に登録を受ける者がいない場合、 条の二の 四十四の三十一所轄都道府県労働局長は府県労働局長による個人ばく露測定講習の 所轄都道府県労働局長は、 第一条の二の四十四の二 その管轄

の休止又は廃止の届出があつた場合、 四の規定による個人ばく露測定講習の業務の全部若しくは 第一条の二の四十四の二

習機関に対し個人ばく露測定講習の業務の全部若しくは一 事由により個人ばく露測定講習の業務の全部若しくは一 止を命じた場合又は登録個人ばく露測定講習機関が天災その他の の規定により登録を取り消し、 若しくは登録個人ばく露測定講 部を実施 部の停

当該個人ばく露測定講習の業務の全部又は一部を自ら行うことが することが困難となつた場合その他必要があると認める場合は、

う場合には、海県労働局長が帰 登録個 人ばく露測定講習機関は、 次の事項を行わなければならない。個人ばく露測定講習の業務の全部又 前 項 \mathcal{O} 規 定に は ょ ŋ 部を自ら行 所 轄都道府

2

継ぐこと。 に当該個人ばく露測定講習の業務に関する帳簿及び書類を引き 所轄都道府県労働局長に当該個人ばく露測定講習の 業務並び

その他所轄都道府県労働局長が必要と認める事

(公示)

局のウェブサイトに掲載しなければならない に掲げる場合には、 条の二の四十四の三十二 同表の下欄に掲げる事項を当該 都道府県労働局長は、 都道府県労働 次の表の上欄

登録をしたとき。

氏名又は名称及び住所並びに 登録個人ばく露測定講習機関

(新設)

- 27 -

第一条の二の四十四の二あつたとき。	第一条の二の四十四の二の四十四の二の四十四の十九第二届出があつたとき。	第一条の二の四十四の二項第二号の事項の変更の項第二号の事項の変更の項第二号の事項の変更の	
一個人ばく露測定講習の業務の生部又は一部を休止し、又は廃金部又は一部を休止し、又は廃地する登録個人ばく露測定講習の代表でに法人にあつては、その代表者の氏名 (本此し、又は廃止する個人ばく露測定講習の業務の範囲く露測定講習の業務の範囲と、以及廃止する個人ばく露測定講習の業務の範囲と、以及廃止する個人ばくのでは、その代表を対して、以は廃止し、以は廃止し、以は廃止し、以は廃止し、以は廃止し、以は廃止し、以は廃止し、以は廃止し、以は、	三 変更する年月日 の氏名又は名称 の氏名又は名称 の氏名又は名称 の氏名又は名称 の野前及び変更後の個人ばく の野前及び変更後の個人ばく	二 変更する年月日 では、その代表者の氏名 ては、その代表者の氏名 では、その代表者の氏名 では、その代表者の氏名又は 一 変更前及び変更後の登録個人	法人にあつては、その代表者の 氏名 一行う事務所の名称及び所在地 三 行うことができる個人ばく露 測定講習 四 登録した年月日

前条第一項の規定により 前条第一項の規定により をするとき。	前条第一項の規定により前条第一項の規定により	第一条の二の四十四の二 取り消し、又は個人ばく 取り消し、又は個人ばく がたとき。 でたとき。	
「個人ばく露測定講習の業務の範囲	一 個人ばく露測定講習の業務の 全部又は一部を行うものとした 年月日 一 行うものとする個人ばく露測 定講習の業務の範囲及びその期	一 登録個人ばく露測定講習機関の氏名又は名称及び住所並びに 法人にあつては、その代表者の 氏名 こ 登録を取り消し、又は個人ば く露測定講習の業務の全部若し くは一部の停止を命じた年月日 全部又は一部の停止を命じた年月日 合にあつては、停止を命じた場 合にあつては、停止を命じた個 人ばく露測定講習の範囲及びそ	る場合にあつては、その期間 全部又は一部を休止しようとす の 個人ばく露測定講習の業務の

登 準

二の規定により登 十九条の二十四 に適合しているときは、 0 録 を申 0 その登録をしなければならない。一請した者が次の各号に掲げる要件一 厚生労働大臣は、第十九条の二 条の二十 \mathcal{O} · 全 て の

検査業者検 査 員 研 修 0 講 師 が、 次 \mathcal{O} 要 件 を 満 にたす 者であるこ

で (前 11 ては、 動力 号イの プレ 次の ス の(1)から(5)まで)の学科研修のうち1 査 2ら⑸まで)のいずれかに適合す1研修のうち関係法令に係るもの1員研修の講師については、次の1 んる知 の (1) 講師 識 経に(4) 験つ ま

(5) 学校教育法による大 (1)~(4) (略)を有する者であること。 及び厚生労働大臣がその者と同 その後一年以上安全の実務に従事した経験を有するも学校教育法による大学又は高等専門学校を卒業した者 此める者 等以 上の 知識経験を有する ので

> **登** 録

第十九条の二十四 二の規定により登 に適合しているときは、 一 の 二 録 を申 その登録をしなければなら一 厚生労働大臣は、第十九 うない。いる要件 条 の 二 件 の 十 全 四

て

(略)

検査業者検 査 員 研 修 0 講 師 が、 次 0 要件 を 満 た す 者で あ

を有する者であること。 いては、次の(1)からで(前号イの学科研 動力プレス検 査 員 (5)まで) のいずれかに適合(研修の講師については、次 す \mathcal{O} \mathcal{O} る Ø (1) 知講から 経に(4) 験つ ま

(略)

(5)(1) (5)(1) (4) 者又は専門 有すると認める者 るもの及び厚生労働大臣がその者と同等以上 た者若しくはこれと同 大学改革支援・学位 学校教育法 で、その後一年以上安全の実務に従事した経験を有す 門職 大学前期課程を修了した者を含む。 による大学又は高 授与機 沼課程を修了した者を含む。以下同じ1等以上の学力を有すると認められる 構 により学 等 専門 学校 士 \mathcal{O} 学 を 0) 位 卒 知識 を 授 脳経験を 与 た

三 • 四 ロ〜チ (略)

2 (略)

第

単に「登録」という。)は男十九条の二十四の二の十六

一)は、四の四第

十六

よ、同項、 一般じん則第

較

正とい

. う。

を行

おうとする者

の申

請

により行

.; う。

2

略 兀 5

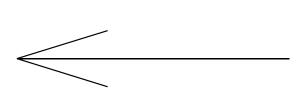
口

チ

.項の較正(以下この章において単項第二号を除き、この章において.じん則第二十六条第三項の登録(第十九条の二十四 章において単に 項の登録(以下第十労働省令第十八号。 (以下第十九条の二十四の四第一項第二号を除第十八号。以下「粉じん則」という。) 第二十 の 二 「登録」という。 0) 六 粉じ h は、 障害 同 防 項 止 0) 規 則 較 正 第二十六条第三 (昭 **(**以 和 き、 下この 五 + この 兀 章

- 30 -

0	/:/: -	
2 (略) 三 (本)	ている作業環境測定法第二条第五号に規定する第一種作業環省令第二十号)別表第一号の作業場の種類について登録を受実施管理者として、作業環境測定法施行規則(昭和五十年労(略)(略)(略)をの三十四の四(厚生労働大臣は、第十九条の二十四の二の緑基準)	2 (略)
2 (略) 三 (略) 三 (略) 第五号に規定する第一種作業環境測定士が置かれること。	法第作 登申生	2 (略)



様式第1号(第1条の2、第1条の2の2の16、第1条の2の44の17、第19条の24の2、 第19条の24の2の16、第19条の24の17、第19条の24の32、第21条、第25条の4、第53条関係)

登録	機関登録申請書
77.241	

登	録		番	号						
登	録	年	月	日		年	月	日		
申請者の氏名又は名称及び法人に あっては、その代表者の氏名										
申	請	者の	住	所				電話	()
事 發	新 の ク	名 称 及	び所す	玍 地						
登録	を受け	よう。	とする	区分						
講習、予定	、較正、 場所	教習又	は研修を	行う						

年 月 日

申請者

厚 生 労 働 大 臣都道府県労働局長

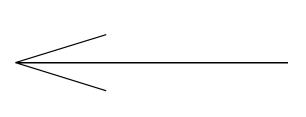
殿

備考

- 1 表題には、「衛生工学衛生管理者講習」、「安全衛生推進者等養成講習」、「個人ばく露測定講習」、「検査業者検査員研修」、「較正」、「発破実技講習」、「ボイラー実技講習」、「教習」、「コンサルタント講習」及び「計画作成参画者研修」のうち、該当する文字を記入すること。
- 2 この届出書は、登録検査業者検査員研修機関、登録較正機関、登録コンサルタント 講習機関及び登録計画作成参画者研修機関にあっては厚生労働大臣に、登録衛生工学 衛生管理者講習機関、登録安全衛生推進者等養成講習機関、登録個人ばく露測定講習 機関、登録発破実技講習機関、登録ボイラー実技講習機関及び登録教習機関にあって は都道府県労働局長に提出すること。
- 3 登録番号及び登録年月日の欄は、登録の更新を行う場合に限り、記入すること。
- 4 登録を受けようとする区分の欄は、安全衛生推進者等養成講習にあっては、安全衛生推進者養成講習又は衛生推進者養成講習の別を、個人ばく露測定講習にあっては、デザイン等講習又はサンプリング講習の別を、検査業者検査員研修にあっては、労働安全衛生法及びこれに基づく命令に係る登録及び指定に関する省令(昭和47年労働省令第44号)第19条の24の2第1項の表の下欄に掲げる研修の別を、教習にあっては同令第20条各号の区分を、コンサルタント講習にあっては安全に関する講習又は衛生に関する講習の別を、計画作成参画者研修にあっては工事に関する研修又は仕事に関する研修の別を記入すること。
- 5 登録教習機関の登録の申請を行う場合には、登録免許税を国に納付し、その領収証

書を裏面に貼り付けること。

- 6 登録教習機関の登録の更新の申請を行う場合には、手数料額に相当する額の収入印紙を収入印紙欄に貼り付けること。また、収入印紙は、申請者において消印しないこと。
- 7 この申請書に記載しきれない事項については、別紙に記載して添付すること。



様式第1号の2 (第1条の2の4、第1条の2の5、第1条の2の44の21、第19条の2 4の2の5、第19条の24の21、第19条の24の36、第25条の8、第57条関係)

実施計画届出書

登	録	番		号								
届出	者の氏	名 又	は名	称								
届と	出 者	の	住	所					電話	()
事	業	年		度	年	月	日	~	年	月	日	

年 月 日

殿

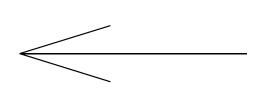
届出者

厚 生 労 働 大 臣 都道府県労働局長

和坦州州力 **

備考

この届出書は、登録検査業者検査員研修機関、登録コンサルタント講習機関及び登録計画作成参画者研修機関にあっては厚生労働大臣に、登録衛生工学衛生管理者講習機関、登録安全衛生推進者等養成講習機関、登録個人ばく露測定講習機関、登録発破実技講習機関及び登録ボイラー実技講習機関にあっては都道府県労働局長に提出すること。



様式第1号の3 (第1条の2の2の4、第1条の2の5、第1条の2の44の21、第19条の2 4の2の5、第19条の24の21、第19条の24の36、第25条の8、第57条関係)

実施計画変更届出書

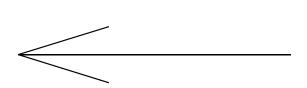
登		録	番		号	
届	出者	の氏	名 又	は名	称	
届	出	者	の	住	所	電話()
変更事項	変		更		前	
事項	変		更		後	
変	更し。	ようと	とする	年 月	日	
変	更	0	り	理	由	

年 月 日

届出者

厚 生 労 働 大 臣 都道府県労働局長

- 1 この届出書は、登録検査業者検査員研修機関、登録コンサルタント講習機関及び登録計画作成参画者研修機関にあっては厚生労働大臣に、登録衛生工学衛生管理者講習機関、登録安全衛生推進者等養成講習機関、登録個人ばく露測定講習機関、登録発破実技講習機関及び登録ボイラー実技講習機関にあっては都道府県労働局長に提出すること。
- 2 この届出書に記載しきれない事項については、別紙に記載して添付すること。



様式第1号の4 (第1条の2の2の4、第1条の2の5、第1条の2の44の21、第19条の2 4の2の5、第19条の24の21、第19条の24の36、第25条の8、第57条関係)

(実施結果報告書

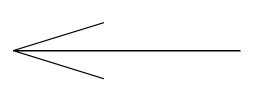
登	録	番	号			登録年月日		
		は名称及 の代表者(
報	告 者	の住	所				電話	
報	告 対	象 期	間	年	月日	から	年 月	日まで
講	習・研	修の名	称	実施期日	実加	色場所 (1)	受講者数	修了者数
	•	•	·					
		•	·					

年 月 日

報告者

厚生労働大臣
和道府県労働局長

- 1 表題には、「衛生工学衛生管理者講習」、「安全衛生推進者等養成講習」、「個人ばく 露測定講習」、「検査業者検査員研修」、「発破実技講習」、「ボイラー実技講習」、「コン サルタント講習」及び「計画作成参画者研修」のうち、該当する文字を記入するこ と。
- 2 この報告書は、登録検査業者検査員研修機関、登録コンサルタント講習機関及び登録 計画作成参画者研修機関にあっては厚生労働大臣に、登録衛生工学衛生管理者講習機 関、登録安全衛生推進者等養成講習機関、登録個人ばく露測定講習機関、登録発破実技 講習機関及び登録ボイラー実技講習機関にあっては登録を受けた都道府県労働局長に 提出すること。
- 3 「講習・研修の名称」欄には、安全衛生推進者等養成講習にあっては「安全衛生推進者養成講習」又は「衛生推進者養成講習」を、個人ばく露測定講習にあっては、「デザイン等講習」又は「サンプリング講習」を、コンサルタント講習にあっては「安全に関する講習」又は「衛生に関する講習」を、検査業者検査員研修にあっては、労働安全衛生法及びこれに基づく命令に係る登録及び指定に関する省令(昭和47年労働省令第44号)第19条の24の2第1項の表の下欄に掲げる研修の別を、計画作成参画者研修にあっては「工事に関する研修」又は「仕事に関する研修」を分けて記入すること。
- 4 この申請書に記載しきれない事項については、別紙に記載して添付すること。



様式第1号の5(第1条の2の2の5、第1条の2の6、第1条の2の44の7、第1条の2の44の22、第1条の5の2、第5条の2、第14条の2、第19条の6の2、第19条の24の2 の6、第19条の24の7、第19条の24の22、第19条の24の37、第22条の2、第25条の9、第58条関係)

登録	機関登録事項変更届出書

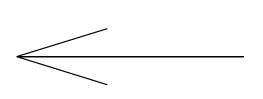
登	録	:	番	号				
称及	てび没	ら人 に	名又 <i>i</i> こあっ 者の!	って				
届	出す	皆の)住	所	電話	()	
変更事項	変	Ī	更	前				
事項	変	J	更	後				
変列年	更し	よう 月	とす	する日				
変	更	の	理	由				

年 月 日

届出者

厚 生 労 働 大 臣 都道府県労働局長

- 1 表題には、「衛生工学衛生管理者講習」、「安全衛生推進者等養成講習」、「適合性証明」、「個人ばく露測定講習」、「製造時等検査」、「性能検査」、「個別検定」、「型式検定」、「検査業者検査員研修」、「較正」、「発破実技講習」、「ボイラー実技講習」、「教習」、「コンサルタント講習」及び「計画作成参画者研修」のうち、該当する文字を記入すること。
- 2 この届出書は、登録適合性証明機関、登録製造時等検査機関、登録性能検査機関、登録個別検定機関、登録型式検定機関、登録検査業者検査員研修機関、登録較正機関、登録コンサルタント講習機関及び登録計画作成参画者研修機関にあっては厚生労働大臣に、登録衛生工学衛生管理者講習機関、登録安全衛生推進者等養成講習機関、登録個人ばく露測定講習機関、登録発破実技講習機関、登録ボイラー実技講習機関及び登録教習機関にあっては都道府県労働局長に提出すること。
- 3 法人の代表者の氏名を変更する場合にあっては、変更後の代表者の略歴を記載した 書面を添付すること。
- 4 この届出書に記載しきれない事項については、別紙に記載して添付すること。



様式第2号(第1条の2の2の6、第1条の2の7、第1条の2の44の8、第1条の2の4 4の23、第1条の6、第6条、第15条、第19条の7、第19条の24の2の7、第19条の24の 8、第19条の24の23、第19条の24の38、第23条、第25条の10、第59条関係)

業務規程届出書

登			録			番			号	
届	出	者	\mathcal{O}	氏	名	又	は	名	称	
届		出	Ē	者	0)	住		所	電話 ()
業	務	開	好	j -	予	定	年	月	日	

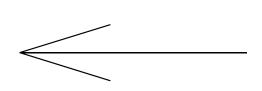
年 月 日

届出者

厚 生 労 働 大 臣 都道府県労働局長

備考

この届出書は、登録適合性証明機関、登録製造時等検査機関、登録性能検査機関、登録個別検定機関、登録型式検定機関、登録検査業者検査員研修機関、登録較正機関、登録コンサルタント講習機関及び登録計画作成参画者研修機関にあっては厚生労働大臣に、登録衛生工学衛生管理者講習機関、登録安全衛生推進者等養成講習機関、登録個人ばく露測定講習機関、登録発破実技講習機関、登録ボイラー実技講習機関及び登録教習機関にあっては都道府県労働局長に提出すること。



様式第3号(第1条の2の2の6、第1条の2の7、第1条の2の44の8、第1条の2の4 4の23、第1条の6、第6条、第15条、第19条の7、第19条の24の2の7、第19条の24の 8、第19条の24の23、第19条の24の38、第23条、第25条の10、第59条関係)

業務規程変更届出書

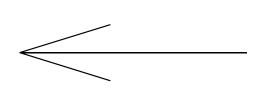
登	釒	录	番	i.	号	
届出	出者の	の氏	名又	くはネ	名称	
届	出	者	の	住	所	電話 ()
変更事項	変		更		前	
事項	変		更		後	
変更	ミしよ	うと	ヒする	る年月	月日	
変	更	0	0	理	由	

年 月 日

届出者

厚生労働大臣
都道府県労働局長

- 1 この届出書は、登録適合性証明機関、登録製造時等検査機関、登録性能検査機関、登録個別検定機関、登録型式検定機関、登録検査業者検査員研修機関、登録較正機関、登録コンサルタント講習機関及び登録計画作成参画者研修機関にあっては厚生労働大臣に、登録衛生工学衛生管理者講習機関、登録安全衛生推進者等養成講習機関、登録個人ばく露測定講習機関、登録発破実技講習機関、登録ボイラー実技講習機関及び登録教習機関にあっては都道府県労働局長に提出すること。
- 2 この届出書に記載しきれない事項については、別紙に記載して添付すること。



様式第4号(第1条の2の2の7、第1条の2の8、第1条の2の44の9、第1条の2の4 4の24、第1条の7、第7条、第16条、第19条の8、第19条の24の2の8、第19条の24の 9、第19条の24の24、第19条の24の39、第23条の2、第25条の11、第60条関係)

業務休廃止届出書

1	登 録 番 号	
2	届出者の氏名又は名称及 び法人にあっては、その 代 表 者 の 氏 名	
3	届 出 者 の 住 所	電話 ()
4	(休止・廃止)しようとす る業務の範囲	
5	(休止・廃止) 年月日	
6	休 止 の 期 間	
7	(休止・廃止)の理由	

年 月 日

届出者

厚生労働大臣 超道府県労働局長

- 1 表題には、「衛生工学衛生管理者講習」、「安全衛生推進者等養成講習」、「適合性証明」、「個人ばく露測定講習」「製造時等検査」、「性能検査」、「個別検定」、「型式検定」、「検査業者検査員研修」、「較正」、「発破実技講習」、「ボイラー実技講習」、「教習」、「コンサルタント講習」及び「計画作成参画者研修」のうち、該当する文字を記入すること。
- 2 この届出書は、登録適合性証明機関、登録製造時等検査機関、登録性能検査機関、登録個別検定機関、登録型式検定機関、登録検査業者検査員研修機関、登録較正機関、登録コンサルタント講習機関及び登録計画作成参画者研修機関にあっては厚生労働大臣に、登録衛生工学衛生管理者講習機関、登録安全衛生推進者等養成講習機関、登録個人ばく露測定講習機関、登録発破実技講習機関、登録ボイラー実技講習機関及び登録教習機関にあっては都道府県労働局長に提出すること。
- 3 4、5及び7の欄中()内は、該当しない文字を抹消すること。

(厚生労働省の所管する法令の規定に基づく民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の

利用に関する省令の一部改正)

第六条 厚生労働省の所管する法令の規定に基づく民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技

術の利用に関する省令(平成十七年厚生労働省令第四十四号)の一部を次の表のように改正する。

(略)	別表第二(第五条、第六	表二~表四 (略)	(略)		別表第一 (第三条及び第四条関係) (略)								
(略)	第六条及び第七条関係)		(略)	(略)	第一条の九の規定による帳簿の保存	の規定による帳簿の保存第一条の二の四十四の二十九第一項	の規定による財務諸表等の備置き第一条の二の四十四の二十五第一項	る帳簿の保存第一条の二の四十第一項の規定によ	(略)	(略)	四条関係)	改正後	
(略)	別表第二(第五条、第六	表二~表四(略)	(略)		別表第一(第三条及び第 表一 (略) (略) (略) (略) (略) (略) (略) (略) (略)								
(略)	第六条及び第七条関係)		(略)	(略)	第一条の九の規定による帳簿の保存	(新設)	(新設)	る帳簿の保存第一条の二の四十第一項の規定によ	(略)	(略)	び第四条関係)	改正前	

(傍線部分は改正部分)

		関する省令の指	れこ甚づ、冷働安全衛生法	(略)	別表第三(第八条五	(略)				する省令の指令の対象を	これこ基づく命 労働安全衛生法
一号の規定による財務諸表等の閲覧第十九条の二十四の二の九第二項第	覧又は謄写第一号の規定による財務諸表等の閲第一条の二の四十四の二十五第二項	による財務諸表等の閲覧又は謄写に、第一条の二の九第二項第一号の規定	 及び (略) 	(略)	(第八条及び第九条関係)	(略)	(略)	第一条の九の規定による帳簿の記載	の規定による帳簿の記載第一条の二の四十四の二十九第一項	定に第一条の二の四十第一項の規定によった。	令こ
		定名	€ しまれる これ しょう これ	(略)	別表第三(第八条及び第	(略)				する省令る登録及び指定	これこ基づく命令こ労働安全衛生法及び
一号の規定による財務諸表等の閲覧第十九条の二十四の二の九第二項第	(新設)	による財務諸表等の閲覧又は謄写第一条の二の九第二項第一号の規定	(略)	(略)	び第九条関係)	(略)	(略)	第一条の九の規定による帳簿の記載	(新設)	る帳簿の記載 第一条の二の四十第一項の規定によ	(略)

								別 表 表 一 第 四			
表二(略)	(略)				関する省令保る登録及び指定に	関する省令の指定にはいる。			(略)		
	(略)	(略)	又は抄本の交付二号の規定による財務諸表等の謄本第十九条の二十四の二の九第二項第	本又は抄本の交付第二号の規定による財務諸表等の謄第一条の二の四十四の二十五第二項	交付による財務諸表等の謄本又は抄本の第一条の二の九第二項第二号の規定	(略)	(略)	(第十条及び第十一条関係)	(略)	(略)	又は謄写
								別.			
表二(略)	(略)				関する省令という。			表第四(第十条及	(略)		
	(略)	(略)	又は抄本の交付二号の規定による財務諸表等の謄本第十九条の二十四の二の九第二項第	(新設)	交付による財務諸表等の謄本又は抄本の第一条の二の九第二項第二号の規定	(略)	(略)	び第十一条関係)	(略)	(略)	又は謄写

		Γ
		-
		L

- 44 -

附則

(施行期日)

第一 この省令は、 令和八年十月一日から施行する。 ただし、 附則第三条及び第四条の規定は、 令和六年

七月一日から施行する。

(経過措置)

第二条 この省令の施行の際現に提出されている第五条の規定による改正前の労働安全衛生法及びこれに基

づく命令に係る登録及び指定に関する省令 (以 下 「旧規則」 という。) 様式第一 号による登録機関 |登録申

請書、 旧規則様式第一号の二による実施計画届出書、 旧規則様式第一号の三による実施計画変更届 出

旧 規則様式第一号の四による実施結果報告書、 旧規則様式第一号の五による登録機関登録事項変更届出

書、 旧規則様式第二号による業務規程届出書、 旧規則様式第三号による業務規程変更届出書及び 旧規則様

式第四号による業務休廃止届出書は、 同条の規定による改正後の労働安全衛生法及びこれに基づく命令に

係る登録及び指定に関する省令(以下 「新規則」という。 様式第一号による登録機関 登録申請書、 新規

則様式第一号の二による実施計画届出書、 新規則様式第一号の三による実施計画変更届 出書、 新規則様式

第一号の四による実施結果報告書、 式第二号による業務規程届出書、 新規則様式第三号による業務規程変更届出書及び新規則様式第四号によ 新規則様式第一号の五による登録機関登録事項変更届出書、 新規則様

2 この省令の施行 の際現にある旧規則様式第一号による登録機関登録申請書、 旧規則様式第一号の二によ

る業務休廃止届出書とみなす。

る実施 計 画 届 出 旧規則様式第 書 旧 規則様式第一号の三による実施計 画変更届 出書、 旧 規則様式第一 号 の 匹 による実施

結果報告書、

号の

五による登録機関

登録事

項変更届出

書

旧規則様式第二号による業務規

程届 出 書 旧 規則 様式第三号による業務規程変更届 出書 及び 旧規則様式第四号による業務休廃止 届出書に

ついては、 当分の間、 これを取り繕って使用することができる。

(準備行為

第三条 新規則第一条の二の四十四の十七第一項の登録を受けようとする者は、この省令の施行の 日

施行日」 という。) 前にお いても、 同条の 規定の例により、 その申請を行うことができる。

2 条の二の四十四の十八及び第一条の二の四十四の十九の規定の例により、 都道府県労働局長は、 前項 の規定により 登録の申 · 請 が、 あっ た場合には、 施行日前 その登録をすることができ にお いても、 新規 則第

る。 び第五項、 の二十五第一項 前項の登録を受けた者は、 この場合において、当該登録は、 第一条の二の四十四の二十二から第一条の二の四十四の二十四まで並びに第一条の二の の規定の例により、 施行日前においても、 個人ばく露測定講習の実施に関する計画を届け出ることその 施行日以後は、 新規則第一条の二の四十四の二十一第二項、 新規則第一条の二の四十四の十九の登録とみなす。 第三項及 他 四十四 \mathcal{O} 個人

3

が ばく露測定講習を実施するに当たって必要な行為 できる。 第三項及び第五項、 この場合において、 当該届完 第一条の二の四十四の二十二から第一条の二の四十四の二十四まで並びに 出等は、 施行日以後は、 (以下この項に それぞれ新規則第 おい 7 「届出等」 という。)をすること 条の二の 四十四

第一条の二の四十四の二十五第一項の規定による届出等とみなす。

4 第二項 そ 兀 \mathcal{O} の二十八まで及び第一条の二の四十四の三十から第一条の二の四十四の三十二までの規定の例により、 都道府県労働局長は、 当該命令等は、 他 \mathcal{O} の登録を受けた者に対し、 必要な行為 施行日以後は、 (以下この項において 施行日前においても、 その登録の要件に適合するため必要な措置を採るべきことを命ずること 「命令等」という。) 新規則第一条の二の四十四の二十六から第一条の二の四十 をすることができる。 この場合に お į١

て、

それぞれ新規則第一条の二の四十四の二十六から第一条の二の四十四

の二十八まで及び第一条の二の四十四の三十から第一条の二の四十四の三十二までの規定による命令等と

みなす。

第四条 個人ばく露測定講習を受けようとする者その他の利害関係人は、 施行日前においても、 新規則第一

条の二の四十四の二十五第二項の規定の例により、 同条第一項に規定する財務諸表等に係る請求を行うこ

とができる。

2 前条第二項の登録を受けた者は、 施行日前においても、 新規則第一条の二の四十四の二十一第一 項の規

定の例により、個人ばく露測定講習を実施することができる。

3 前条第二項の登録を受けた者は、 前項の規定により個人ばく露測定講習を実施した場合には、 施行日前

に おいても、 新規則第一条の二の四十四の二十一第四項の規定の例により、修了証の交付を行うことがで

きる。この場合において、当該修了証の交付は、 施行日以後は、 新規則第一条の二の四十四の二十一第四

項の規定による修了証の交付とみなす。

4 前条第二項の登録を受けた者は、 第二項 の規定により個人ばく露測定講習を実施した場合には、 施行日

前 においても、 新規則第一条の二の四十四の二十九の規定の例により、 帳簿の保存及び引渡しを行うこと